平成２４年（フ）第４６９８号
大阪市東成区大今里南６丁目26番６号ドリーム21　102号
破産者　タカショウ研磨こと　笹岡　孝二
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１４４号
大阪府豊能郡能勢町宿野171番地の90
破産者　植月　　博
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１００号
大阪府八尾市跡部本町２丁目２番10―102号
破産者　古家　　修
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４６６号
大阪府河内長野市千代田南町７―２、開始決定時の住所大阪市東住吉区南田辺１丁目10番23―504号
破産者　竹中　和彦
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６８号
大阪市浪速区敷津西１―３―23―903、住民票上の住所堺市東区高松227番地２　シティパーク北野田918号
破産者　和田香央莉こと　和田　香織
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０３２号
堺市堺区戎島町３丁22番地４―1209号
破産者　八木　　健
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４９６号
兵庫県朝来市和田山町玉置423番地、住民票上の住所堺市北区北長尾町５丁４番14号
破産者　愛原　敏彦
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６３７号
大阪府和泉市王子町３丁目２番６号
破産者　片山　　皓
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６３８号
堺市中区毛穴町324番地72
破産者　片山　厚己
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０５号
大阪府寝屋川市打上宮前町２―２　寝屋川ファミリータウン南２番館206、開始決定時の住所大阪府寝屋川市点野３丁目30番23号
破産者　内山　博司
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５４号
広島県安芸郡海田町南堀川町７番５―14号
破産者　髙木　　守
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１９号
北九州市若松区大字畠田943番地１　コーポしらさぎ202、開始決定時の住所北九州市八幡西区さつき台２丁目３番１号
破産者　圓目　健二
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９６８号
神戸市灘区国玉通３丁目４番17号
破産者　五阿弥文隆
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２８９５号
札幌市中央区北９条西17丁目１番地１　ラポール桑園駅前Ａ棟807号
破産者　山北　吉郎
1　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
2　一般調査期日　平成25年８月７日午前10時30分
平成25年６月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目211番地カステリア緑翠苑207号
破産者　赤松　伸治
1　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
2　一般調査期日　平成25年８月30日午前10時45分
平成25年６月14日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４３１号
京都府宇治市木幡須留５番地の48
破産者　谷名　泰子
1　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
2　一般調査期日　平成25年９月10日午後２時
平成25年６月18日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
大阪府松原市西大塚１―８―38、開始決定時の住所大阪府松原市天美南５丁目２番４号
破産者　峯　　有
1　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
2　一般調査期日　平成25年９月12日午前10時30分
平成25年６月17日
大阪地方裁判所堺支部破産係